

NBM 向けニッポンレンタカーアプリサービス利用特約

第1条 (目的)

1. 本特約は、ニッポンレンタカーサービス株式会社（以下「NRS」といいます。）が運営する法人向け会員サービス NBM の会員（以下「会員」といいます。）に対して、NRS が提供する NBM 向けニッポンレンタカーアプリサービス（以下「本サービス」といいます。）につき、利用条件等を定めたものです。
2. 本特約に定めのない事項については、NBM 法人契約締結時に交わした「法人契約に関する同意書」および「ニッポンレンタカーNBM 会員規約（2025年11月10日以前契約）」に基づきます。また、本特約および NBM に係る規約等に定めのない事項のうちレンタカーの貸渡し等に関する一切は、貸渡約款に基づきます。

第2条 (サービス利用申込)

会員は、本サービスを申し込む場合、本特約に同意のうえ、所定の申込書に必要事項を記入し、申込書を NRS が指定する方法で提出します。なお、申込みの際は申込書において会員内における NBM サービスの契約と運用の管理者（以下「契約管理者」といいます。）を指定するものとします。

第3条 (法人契約管理者メニュー)

1. NRS は、会員に対し、NBM 向けニッポンレンタカーアプリサービスによりレンタカーを利用する従業員等（以下「NBM アプリ利用者」といいます。）を管理する法人契約管理者メニューを提供します。
2. NRS は、契約管理者に法人契約管理者メニューにアクセスできるログイン ID を発行します。契約管理者は、ID に紐づくパスワードを設定します。
3. 法人契約管理者メニューは、契約管理者および会員が利用を認めた従業員等（以下「法人契約管理者メニュー利用者」といいます。）のみがアクセスできるものとします。
4. 法人契約管理者メニュー利用者に対する法人契約管理者メニューのログイン ID の発行は会員が行います。法人契約管理者メニュー利用者は ID に紐づくパスワードを設定します。
5. 法人契約管理者メニュー利用者の利用権限の変更または削除は会員が行うものとし、会員は法人契約管理者メニュー利用者を会員の責任において適切に管理するものとします。
6. 会員は、法人契約管理者メニューで NBM アプリ利用者の利用申請の承認処理と利用停止処理を行い、NBM アプリ利用者を会員の責任において適切に管理するものとします。
7. 法人契約管理者メニューのログイン ID とパスワード（以下総称して「ログイン情報」といいます。）を利用して法人契約管理者メニュー上でなされた行為は、会員による行為とみなします。ログイン情報の管理が不十分であること、ログイン情報の誤使用、第三者によりログイン情報が利用されたことなどに起因して、会員、NRS、第三者に損害が生じた場合、会員はその損害を賠償する責任を負うものとし、NRS は一切の責任を負わないものとします。

第4条 (NBM アプリ利用者)

1. NBM アプリ利用者がレンタカーを利用する場合、NRS が提供するスマートフォンアプリケーション「ニッポンレンタカーアプリ」（以下「アプリ」といいます。）を用いて、別途 NRS が定める方法により、法人会員利用者申請（以下「利用者申請」といいます。）を行うものとします。
2. NBM アプリ利用者は、以下の各号の条件を全て満たす場合に利用者申請を行うことができます。
 - ① 本特約に同意していること。
 - ② NRS が運営する個人利用者向け会員制度の会員（以下「個人会員」といいます。）であること。

- ③ 「ニッポンレンタカーアプリ」利用規約に同意したうえでスマートフォン等の端末にアプリをダウンロードしていること。
- ④ 会員から利用者申請に必要な情報を受け取っていること。
- 3. NBM アプリ利用者は、利用者申請にあたり、自己の個人会員の会員番号および登録氏名が法人契約管理者メニューに表示され、法人契約管理者メニュー利用者に通知されることに同意するものとします。
- 4. NBM アプリ利用者は、次の条件において会員を借受人としたレンタカーの予約および借受けを行うことができます。
 - ① 利用者申請が会員に承認され、利用停止されていないこと。
 - ② 個人会員の資格があること。
- 5. 会員は、NBM 向けニッポンレンタカーアプリサービスの利用において、NBM アプリ利用者の個人会員に対し、別途 NRS が定めるレンタカーポイントが付与されることに同意するものとします。
- 6. NRS の営業所は、NBM アプリ利用者による NRS 指定のアプリ画面提示をニッポンレンタカーNBM 会員規約（2025 年 11 月 10 日以前契約）第 1 条での運転者とみなして取り扱います。
- 7. NRS は、NBM アプリ利用者がアプリ限定のセルフサービスを利用する場合、NBM アプリ利用者本人がアプリで予約を行い、利用当日アプリで本人確認を行うことにより、ニッポンレンタカーNBM 会員規約（2025 年 11 月 10 日以前契約）第 1 条での運転者とみなして取り扱います。

第 5 条 （会員カードの発行）

- 1. 本サービスの申込以降、会員カードの発行は会員から申し込みがあった場合のみとします。
- 2. 本サービスの申込以降、会員カードの新規発行および更新発行に際し、会員は、NRS 所定の手数料を支払うものとします。

第 6 条 （個人情報の取扱い）

NRS は、会員に属する個人情報を、NRS ホームページ上の「ニッポンレンタカープライバシーポリシー」及び「ウェブサイト・アプリにおける個人情報の取扱いについて」に基づき適切に取り扱います。

第 7 条 （特約の変更）

- 1. NRS は、本特約を変更することができるものとします。本特約を変更する場合、NRS はその旨、変更後の特約内容、およびその効力発生時期を NRS のホームページにて告知するものとします。
- 2. 本特約が変更された場合、会員または運転者が、その変更効力発生時期の後に NRS が定めるサービスを利用した場合、会員または運転者は、変更を了承したものとみなします。

附則

本特約は 2025 年 11 月 11 日から施行します。

2025 年 11 月 11 日制定